

平成25年度 県及び市町が管理する公共施設の禁煙・分煙状況調査結果

禁煙対策を実施している施設の割合が9割になりました。

県及び市町が管理する公共施設のうち、禁煙・分煙対策を行っている（敷地内禁煙、屋内禁煙、テナント内禁煙、完全分煙）施設の割合が96.7%（昨年度96.4%）となりました。（その内禁煙対策実施率は90.4%）

すべての公共施設で禁煙・分煙対策の実施が実現されるよう、さらなる取り組みを進めていきます。

1 調査方法

県及び市町が管理する公共施設を対象に、平成25年12月1日現在の禁煙・分煙対策の実施状況について、県及び21市町に調査票を送付調査は今回で11年目施設管理者は、施設の現状について、下記選択肢の中からいずれかを選択し回答

- (1) 敷地内禁煙 : 敷地内（建物内を含む）が全て禁煙である
- (2) 屋内禁煙 : 建物内を禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置している
- (3) テナント内 : 貸しビル等の中にテナントとして入っている場合で、テナント内禁煙を禁煙としている
- (4) 完全分煙 : 建物内に「換気扇設置等の条件を満たした喫煙室」を設置している
- (5) それ以外 : 上記の対策のいずれも行っていない場合、または、そのいずれの対策も不十分な場合 等

2 回答数

県及び21市町から回収。
(回答施設数：2,623施設)

3 結果概要

- ・全体の『禁煙』+『分煙』対策実施率は、96.7%
施設のうち、「禁煙」（上記1(1)~(3))又は「完全分煙」（＼1(4))のいずれかの対策を実施している施設の割合
- ・うち『禁煙』対策実施率は、90.4%
施設のうち、(上記1(1)~(3))の対策を実施している施設の割合
- ・各公共施設の実施状況の内訳は、別紙（表1）、（表2）のとおり

(表1)平成25年度 禁煙・分煙対策実施状況

H25.12.1現在

	調査 施設数 (A)	敷地内 禁煙 (B)	屋内 禁煙 (C)	テナント 内禁煙 (D)	完全分煙 (E)	禁煙実施率	分煙実施率
						(B+C+D) / (A)	(B+C+D+E) / (A)
県施設	169	16	119	3	30	81.7%	99.4%
市町施設	1,713	307	1,205	15	100	89.1%	95.0%
警察施設	31	0	29	0	2	93.5%	100.0%
県立高校等	65	65	0	0	0	100.0%	100.0%
市町立学校 幼稚園	573	254	286	0	33	94.2%	100.0%
公立病院 診療所	72	42	29	0	1	98.6%	100.0%
計	2,623	684	1,668	18	166	90.4%	96.7%

(表2)年度別 禁煙・分煙対策実施状況

(%)

	平成23年		平成24年		平成25年	
	禁煙	分煙	禁煙	分煙	禁煙	分煙
県施設	80.7	99.4	80.9	99.4	81.7	99.4
市町施設	87.4	92.9	88.6	94.5	89.1	95.0
警察施設	93.5	100	93.5	100	93.5	100
県立高校等	100	100	100	100	100	100
市町立学校 幼稚園	91.8	100	93.0	100	94.2	100
公立病院 診療所	98.6	100	98.6	100	98.6	100
計	88.6	95.4	89.8	96.4	90.4	96.7